

株 主 各 位

大阪府中央区谷町四丁目7番11号

株 式 会 社 光 陽 社

代表取締役社長 佐々木 孝

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）の当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成25年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府中央区農人橋一丁目1番22号
大江ビル 13階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第65期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.koyosha-inc.co.jp>）に掲載させていただきます。当社は、法令及び定款第18条の規定により、提供書面のうち連結・単体の注記事項をホームページに掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。

[提供書面]

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本復興需要のもと、緩やかな回復基調で推移いたしました。期央には海外経済の減速懸念や欧州金融危機など予断を許さない状況はありましたが、後半には金融緩和政策や大型景気対策への期待感から円安が加速し、市況の活性化など景気回復の兆しが見られました。

しかしながら、印刷業界におきましては、印刷需要の減少や単価下落など引続き厳しい業界環境となりました。このような環境の中、当社は紙媒体において印刷メディアの高精細化や高彩度化のニーズに応える、新しい網点構造を持つ独自の最先端ワークフロー「ザ・フェイバリット」を展開してまいりました。電子媒体では、既存の通信ネットワークを利用して、お客様の広告媒体をタイムリーに配信できるデジタルサイネージ配信システム「伝介 a-signage」を開発し、導入いたしました。また、コンシューマー向け商品YOMOカレンダーグッズの販売を、通販大手Amazonでも開始しました。

生産においては、刷版工程でのアルミニウム板のリサイクルシステムを導入することで、CO₂の大幅な削減による環境負荷軽減を図る生産体制を構築しました。さらに、CTPプレートを完全無処理化することにより薬品のゼロ化、廃液のゼロ化、自動現像機の電力ゼロ化を推進し、環境負荷の低減ならびにコストダウンに寄与するクリーンな生産体制を構築しました。

以上のように、経営全般にわたる諸施策、コストダウンを実行しましたが、広告宣伝費等の抑制によりオンデマンドを中心に苦戦を強いられました。当連結会計年度における売上高は38億34百万円（前年比4.1%減収）と売上減少となりました。内訳は写真製版売上高は12億43百万円（前年比6.5%減収）、印刷売上高は24億26百万円（前年比0.1%増収）、商品売上高は1億64百万円（前年比32.1%減収）となりました。損益面においては、営業利益で34百万円（前年比68.6%減益）、経常利益は31百万円（前年比67.1%減益）、当期純利益は16百万円（前年比80.4%減益）となりました。

次期の見通しにつきましては、売上高38億円、営業利益は60百万円、経常利益は50百万円、当期純利益は3億50百万円（不動産売却益を含む）を見込んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資は、総額33百万円となりました。その主なものは大阪事業所のオンデマンド印刷設備（手許資金にて購入）であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第62期 (平成21年度)	第63期 (平成22年度)	第64期 (平成23年度)	第65期 (当連結会計年度) (平成24年度)
売上高(千円)	3,760,264	3,898,416	3,997,332	3,834,441
経常利益(千円)	△ 143,286	79,789	96,609	31,826
当期純利益(千円)	△ 369,438	13,009	86,371	16,918
1株当たり当期純利益	△ 28円25銭	1円00銭	6円61銭	1円29銭
総資産(千円)	2,534,265	2,521,491	2,475,141	2,364,548
純資産(千円)	365,522	381,501	467,671	484,789
1株当たり純資産	27円96銭	29円19銭	35円78銭	37円09銭

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を除く)は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 普通株式の期中平均株式数は13,069千株となります。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社双葉紙工社	32百万円	100.0%	ビジネスフォー ム、伝票封筒等 の販売

(4) 対処すべき課題

印刷業界におきましては、印刷需要の減少や単価下落、広告宣伝費の縮小、材料（インク・紙等）の高騰、電気料金の引き上げなど環境は一層激しさを増すものと思われまます。

このような環境下において、以下の3つの点を中心に、企業とお客様をつなぐ情報デザインのプロフェッショナルとして、当社の持つ熟練の技術、高い品質と企画提案力をベースに新しいステージへの転換を加速する販売、生産体制の確立を進めてまいります。

- ① 環境対応プリンティング（環境に配慮し、積極的に取り組むマネジメントシステムの構築）

- ② 市場・顧客別の営業戦略の展開、顧客満足度のアップ

- ③ コストダウンの推進

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当企業集団は、当社、連結子会社1社で構成されており、印刷関連事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

名 称	住 所
本 社	大阪市中央区谷町四丁目7番11号
東 京 事 業 所	東京都新宿区改代町29番地
関 西 事 業 所	大阪市中央区谷町四丁目7番11号
神 戸 営 業 所	神戸市中央区東町126番地
中 部 営 業 所	名古屋市中区伊勢山二丁目5番10号
ダブル・クロック谷町	大阪市中央区谷町四丁目7番11号
高 島 平 工 場 (K-CAP部) (東京プリンティングセンター)	東京都板橋区高島平六丁目2番1号

(注) 関西事業所及びダブルクロック大阪（ダブルクロック谷町から変更）については平成25年5月7日に大阪市西区立売堀4-5-21に移転しております。

(7) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
158名	△9名

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託）39名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	365百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,392,000株 |
| ③ 株主数 | 908名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 帆 風	5,070千株	37.85%
鈴 木 隆 一	888千株	6.63%
株 式 会 社 片 山	614千株	4.58%
新日本カレンダー株式会社	500千株	3.73%
片 山 英 彦	469千株	3.50%
大日本スクリーン製造株式会社	408千株	3.04%
株 式 会 社 石 川 商 会	175千株	1.30%
野 村 證 券 株 式 会 社	174千株	1.29%
長 田 登	130千株	0.97%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	100千株	0.74%

（注）持株比率は自己株式（322,863株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐々木 孝	
専務取締役	村田 憲治	
取締役	八木 浩志	営業本部長
取締役	杉山 貴一郎	経営企画室室長
取締役	西田 道夫	業務本部長
取締役	速水 聡	株式会社帆風 取締役 株式会社デジタル印刷工房 代表取締役
常勤監査役	建部 豊	
監査役	高島 志郎	弁護士法人淀屋橋・山上 合同所属の弁護士 株式会社コンテック 監査役 日本包装運輸株式会社 監査役 太洋株式会社 監査役 株式会社トーア紡コーポ レーション 監査役
監査役	中谷 秀孝	中谷公認会計士事務所

- (注) 1. 取締役速水聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高島志郎氏及び監査役中谷秀孝氏は、社外監査役であります。なお、両氏は大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役中谷秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (0)	47百万円 (0)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	10百万円 (3)
合 計	9	57百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和62年6月23日開催の第39回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和62年6月23日開催の第39回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
4. 社外取締役速水聡氏は、無報酬のため上記支給人員に含めておりません。
5. 平成24年6月退任の監査役を含めております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役速水聡氏は、株式会社帆風の取締役及び株式会社デジタル印刷工房の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社帆風との間に印刷用写真版の制作委任等の関係があります。また、株式会社デジタル印刷工房は当社と同様の営業を行っておりますが、当社との間には重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役高島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属しております。当社と弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で法務顧問委託契約を締結しております。また、同氏は株式会社コンテック、太洋株式会社、株式会社トーア紡コーポレーション及び日本包装運輸株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と当該兼職先の間には重要な取引その他の関係

係はありません。

- ・監査役中谷秀孝氏は、中谷公認会計士事務所
の代表を兼務しております。当社と同社の間
には重要な取引その他の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（7回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 速水 聡	13回	100%	一回	—%
監査役 高島 志郎	12	92	7	100
監査役 中谷 秀孝	13	100	7	100

- ・取締役会・監査役会における発言状況

取締役速水聡氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験による金融・財務に関する豊富な知識を持ち、株式会社帆風の取締役及び株式会社デジタル印刷工房の代表取締役社長としての経営的な実績と優れた見識の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役高島志郎氏は、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

監査役中谷秀孝氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意思の表明を行っております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役速水聡氏並びに社外監査役高島志郎氏及び中谷秀孝氏との間において、会社法第427条第1項並びに当社定款第27条第2項及び第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称
霞が関監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、経営会議の議事録・稟議書・契約書等の作成、整理・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを発見した場合に備え、総合的認識及び評価するため、リスク管理規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、方針管理により期首に全社方針を定め、それを受けて全部門の方針を定め重点施策を設定し、全社員に確実に伝達し、理解させる。

期中においては、重点施策の社長説明・本部長説明を行い、全部門がその実施状況を点検し、問題があるときは取締役会、経営会議で本部長が報告し、問題のあるプロセスを具体的に明示し是正するための対策を組織的に実行する。四半期ごと

にP D C Aサイクルを行い、その成果を次四半期の方針に反映させる。

- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社員等が法令・社是社内規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための規則として、法令遵守行動基準を定め、整備していく。また、社長直轄の内部監査室によりコンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリング体制を確保、その結果を役員会に報告することにより内部統制推進の円滑化を図る。

当社は、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、関係機関等と緊密な連携をとり、反社会的行為にかかわらないよう、社会的常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の経営管理及び内部統制に関する担当部門を設置し、グループ各社の事業を所管する事業部門と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施し、必要に応じて関係会社管理規程に基づきグループ各社への指導・支援を行う。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または、使用人にその説明を求める。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役会の事務局を総務部とし、その補助業務を行う。必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフとして使用人を置くこととする。また、その人事及び処遇については、取締役と監査役が話し合うものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人である霞が関監査法人から、会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図り、必要に応じて内部監査室との連携も図っていく。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,683,018	流動負債	910,628
現金及び預金	679,196	支払手形及び買掛金	554,374
受取手形及び売掛金	810,897	短期借入金	135,444
商 品	8,573	未 払 金	59,584
仕 掛 品	117,267	未払法人税等	19,400
原材料及び貯蔵品	31,254	リ ー ス 債 務	491
そ の 他	40,913	そ の 他	124,500
貸倒引当金	△5,084	賞与引当金	16,831
固定資産	681,529	固定負債	969,131
有形固定資産	548,684	長期借入金	498,746
建物及び構築物	147,214	長期未払金	43,010
機械装置及び運搬具	189,263	退職給付引当金	427,374
土 地	202,507		
リース資産	413	負債合計	1,879,759
そ の 他	9,258		
無形固定資産	61,574	純 資 産 の 部	
の れ ん	15,552	株 主 資 本	486,066
ソフトウェア	26,635	資 本 金	1,928,959
電話加入権	18,716	資本剰余金	180,000
そ の 他	670	利益剰余金	△1,587,554
投資その他の資産	71,270	自 己 株 式	△35,338
投資有価証券	4,935	その他の包括利益累計額	△1,277
破産更生債権等	23,746	その他有価証券評価差額金	△1,277
差入保証金	61,925	純 資 産 合 計	484,789
そ の 他	4,424		
貸倒引当金	△23,761	負債及び純資産合計	2,364,548
資産合計	2,364,548		

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,834,441
売上原価		2,961,496
売上総利益		872,945
販売費及び一般管理費		838,037
営業利益		34,908
営業外収益		
受取利息及び配当金	500	
受取賃貸料	1,884	
作業くず売却益	14,197	
保険配当金	4,694	
その他	1,816	23,093
営業外費用		
支払利息	18,673	
支払補償費	3,491	
その他	4,009	26,175
経常利益		31,826
税金等調整前当期純利益		31,826
法人税、住民税及び事業税		14,907
少数株主損益調整前当期純利益		16,918
当期純利益		16,918

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式
平成24年4月1日 残高	1,928,959	180,000	△1,604,472	△35,267
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 利 益			16,918	
自 己 株 式 の 取 得				△71
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)				
連結会計年度中の変動額合計			16,918	△71
平成25年3月31日 残高	1,928,959	180,000	△1,587,554	△35,338

	株 主 資 本	その他の包括利益累計額		純 資 産 計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
平成24年4月1日 残高	469,218	△1,547	△1,547	467,671
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 利 益	16,918			16,918
自 己 株 式 の 取 得	△71			△71
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)		270	270	270
連結会計年度中の変動額合計	16,847	270	270	17,117
平成25年3月31日 残高	486,066	△1,277	△1,277	484,789

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,650,485	流動負債	879,726
現金及び預金	663,961	支払手形	294,533
受取手形	202,582	買掛金	230,040
売掛金	599,985	短期借入金	135,444
仕掛品	117,267	未払金	59,063
原材料	11,773	未払費用	22,024
貯蔵品	19,480	未払法人税等	19,195
前払費用	26,061	未払消費税等	9,467
未収入金	1,181	預り金	25,005
その他	13,325	前受金	67,627
貸倒引当金	△5,134	リース債務	491
固定資産	636,946	賞与引当金	16,831
有形固定資産	473,030	固定負債	923,403
建物	115,361	長期借入金	453,496
構築物	1,108	長期未払金	43,010
機械及び装置	189,263	退職給付引当金	426,897
工具、器具及び備品	7,376	負債合計	1,803,130
土地	159,507	純資産の部	
リース資産	413	株主資本	484,691
無形固定資産	61,130	資本金	1,928,959
のれん	15,552	資本剰余金	180,000
商標権	670	資本準備金	180,000
ソフトウェア	26,635	利益剰余金	△1,588,929
電話加入権	18,271	その他利益剰余金	△1,588,929
投資その他の資産	102,784	繰越利益剰余金	△1,588,929
投資有価証券	3,129	自己株式	△35,338
関係会社株式	0	評価・換算差額等	△390
出資金	350	その他有価証券評価差額金	△390
長期前払費用	917	純資産合計	484,301
関係会社長期貸付金	164,400	負債及び純資産合計	2,287,431
従業員長期貸付金	1,900		
破産更生債権等	23,746		
差入保証金	55,631		
その他	1,257		
貸倒引当金	△148,546		
資産合計	2,287,431		

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,697,534
売上原価	2,848,763
売上総利益	848,771
販売費及び一般管理費	813,600
営業利益	35,171
営業外収益	
受取利息	124
受取配当金	225
受取賃貸料	1,884
作業くず売却益	14,196
その他	6,319
営業外費用	
支払利息	17,516
有形売却損	956
支払補償費	3,491
その他	4,424
経常利益	31,532
税引前当期純利益	31,532
法人税、住民税及び事業税	14,702
当期純利益	16,829

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式
		資本準備金	その他利益 剰余金	
平成24年4月1日 残高	1,928,959	180,000	△1,605,759	
事業年度中の変動額				
当期純利益			16,829	
自己株式の取得				△71
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			16,829	△71
平成25年3月31日 残高	1,928,959	180,000	△1,588,929	△35,338

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成24年4月1日 残高	467,932	△576	△576	467,356
事業年度中の変動額				
当期純利益	16,829			16,829
自己株式の取得	△71			△71
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)		186	186	186
事業年度中の変動額合計	16,758	186	186	16,944
平成25年3月31日 残高	484,691	△390	△390	484,301

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月24日

株式会社 光陽社

取締役会 御中

霞が関監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 森 田 義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社光陽社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任：当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。監査意見当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光陽社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係：会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月24日

株式会社 光陽社

取締役会 御中

霞が関監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 内 茂 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 森 田 義 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光陽社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任：経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任：当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。監査意見当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞が関監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月28日

株式会社 光陽社 監査役会

常勤監査役 建 部 豊 ㊟

社外監査役 高 島 志 郎 ㊟

社外監査役 中 谷 秀 孝 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

以下のとおり定款を変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

(1) 本店所在地の変更

業務の効率化を図ることを目的として、本社事務所を移転することに伴い、本店の所在地を大阪市から東京都新宿区に変更するものであります。

(2) 取締役任期の変更

経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大</u> <u>阪</u> <u>市</u> に置く。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選 任後 <u>2</u> 年以内に終了 する事業年度のうち 最終のものに関する 定時株主総会の終結 の時までとする。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>東</u> <u>京</u> <u>都</u> <u>新</u> <u>宿</u> <u>区</u> に置く。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選 任後 <u>1</u> 年以内に終了 する事業年度のうち 最終のものに関する 定時株主総会の終結 の時までとする。 <u><削除></u>
2. <u>補欠または増員として</u> <u>選任された取締役の任</u> <u>期は、他の現任取締役</u> <u>の任期の満了すべき時</u> <u>までとする。</u>	

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いぬ かい こう た 犬 養 岬 太 (新任) (昭和56年11月25日)	平成16年4月 大和証券株式会社入社 平成19年8月 株式会社u g o入社 平成25年4月 当社顧問	一株
2	とみ まさ とし 富 正 俊 (新任) (昭和27年9月26日)	昭和50年4月 小西六写真工業株式会社入社 平成20年4月 コニカミノルタフォトイメージング株式会社取締役管理部長 平成22年4月 コニカミノルタホールディングス(現コニカミノルタ株式会社)経理部経理グループリーダー(部長) 平成24年11月 当社顧問 平成25年4月 当社業務本部部長	一株
3	はや み さとし 速 水 聡 (昭和30年4月9日)	昭和54年4月 商工組合中央金庫入庫 平成13年3月 同庫大分支店長 平成15年3月 同庫和歌山支店長 平成18年8月 株式会社帆風管理本部長 平成19年4月 同社取締役管理本部長(現任) 平成20年2月 株式会社デジタル印刷工房代表取締役社長(現任) 平成20年10月 クレアテック株式会社監査役(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	1,000株

- (注) 1. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、速水聡氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
2. 速水聡氏は、株式会社帆風の取締役管理本部長で同社は当社と同種の営業を行っており、また、当社は同社との間に印刷用写真版の制作委託等の関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 速水聡氏は、社外取締役候補者であります。
5. 速水聡氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の商工組合中央金庫における豊かな財務経験および株式会社帆風の取締役としての実績、識見が高く評価されていることから、当社の経営事項の決定および業務執行の監査等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会締結の時をもって、監査役中谷秀孝氏が任期満了となり、また監査役建部豊氏が辞任しますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	はやし まさよし 林 正良 (新任) (昭和27年6月13日)	昭和51年4月 小西六写真工業株式会社入社 平成17年4月 コニカミノルタホールディングス株式会社(現コニカミノルタ株式会社) 人事部長 平成20年4月 コニカミノルタヘルスケア株式会社代表取締役社長 平成22年4月 コニカミノルタエムジー株式会社取締役 平成25年5月 当社顧問	一株
2	なか たに ひで たか 中谷 秀孝 (昭和31年1月26日)	昭和57年8月 公認会計士登録 平成3年6月 税理士登録 平成3年7月 中谷公認会計士事務所開設 平成17年6月 当社監査役(現)	一株

- (注) 1. 中谷秀孝氏は、中谷公認会計士事務所の会計士であり、当社は中谷公認会計士事務所との間で会計顧問契約を締結しております。
2. 中谷秀孝氏は、社外監査役候補者であります。また、当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。同氏は、会計士として税務的な専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監視されることが期待されるものであります。
3. 当社は、定款第34条の規定に基づき、中谷秀孝氏との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の

概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法定が規定する額といたします。

同氏は過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以 上

[メ モ]

[メ モ]

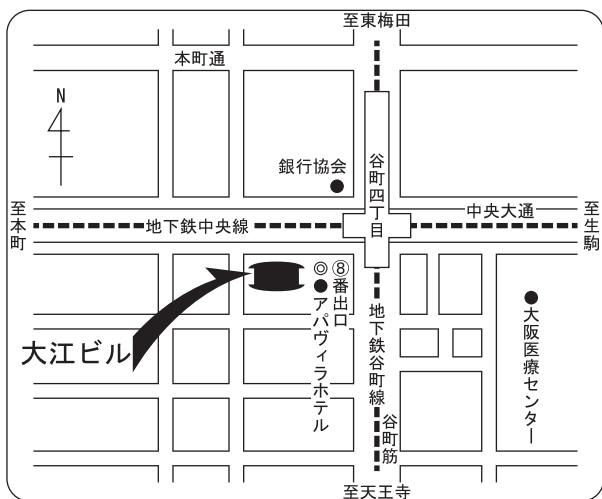
[メ モ]

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府中央区農人橋一丁目1番22号
大江ビル 13階会議室

交 通 地下鉄谷町線、または地下鉄中央線
「谷町四丁目」駅下車
⑧番出入口より徒歩1分

会場付近略図



(なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからず)
(ご了承くださいますようお願い申し上げます。)